

大阪府弓道連盟役員選出規程

平成29年12月9日制定

平成30年4月7日改定

(目的)

第1条 この規程は、大阪府弓道連盟規約（以下、「規約」という。）第9条の規定により、役員等の選出に関して必要な事項を定める。

(会長)

第2条 会長は理事会において、候補者の中から選出する。

2 候補者が複数の場合は、理事の投票で選出し、1名の場合は理事会で承認する。

(副会長等)

第3条 副会長、理事長、副理事長、事務局長、常任理事、監事及び選考委員は、会長が推薦し理事会の承認を受けるものとする。ただし、常任理事(学生部)は、事前に高体連の推薦によることとする。

2 事務局長には副理事長が、兼務してその任にあたることができる。

(理事)

第4条 理事は、各クラブから代表1名、大阪府学生弓道連盟を代表して1名、大阪高等学校体育連盟弓道専門部を代表して1名を選出する。

2 前項の加盟団体は、選出した理事の氏名を毎年度10月31日までに府連事務局長に報告しなければならない。また変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

3 理事は府連の理事以外の役員を兼ねることはできない。理事が理事以外の府連役員に就任したときは、当該加盟団体から別に理事を選出するものとする。

(全日本弓道連盟派遣役員)

第5条 (公財)全日本弓道連盟（以下、「全弓連という。）の評議員は、会長または理事長があたり、システム担当には副会長の中から1名があたる。

2 会長等が全弓連の役員に就いたときは、その旨を理事会に報告する。

(大阪府体育協会派遣役員)

第6条 大阪府体育協会の評議員、競技力向上委員、補充評議員、普及委員は、理事以外の役員の中から会長が委嘱し、その旨を常任理事会に報告する。

((公財)大阪武道振興協会派遣役員)

第7条 (公財)大阪武道協会の理事は、役員の中から会長が委嘱し、その旨を理事会に報告する。

(名誉役員)

第8条 名誉役員等の推薦は、次のとおりとする。

(1) 名誉会長は、府連の会長経験者を対象とし、理事会に報告し、会長が委嘱する。

(2) 顧問は、府連における功労者及び府連の活動に理解を示し、協力する有識者を会長が理事会に報告し、会長が委嘱する。

(3) 相談役は、府連に理解と協力があり、事業を援助する者を会長が理事会に報告し、会長が委嘱する。

(4) 参与は、長年にわたる役職経験者を会長が理事会に報告し、会長が委嘱する。
(規程の改廃) ‘

第9条 本規程の改廃は、理事会で審議し議決する。

付則 (平成29年12月9日制定)

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

付則 (平成30年4月7日改訂)

この改訂は、平成30年4月8日より施行する。